

議案第11号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正
する条例案

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	345,700円
2	390,900円
3	436,700円
4	495,600円
5	572,100円
6	668,700円
7	781,500円

第9条第3項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第10条第3項及び第11条第3項中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

職種等	給料月額
事務職員（学校事務職員を含む。）	143,200円
技術職員	143,200円

司書	153,100円
社会教育主事補	166,000円
保育士	166,000円
福祉職員	174,800円
介護福祉職員	153,100円
臨床心理職員	166,000円
児童自立支援専門員	153,100円
児童生活支援員	153,100円
研究員	197,200円
学芸員	192,800円
医師	253,500円
歯科医師	253,500円
薬剤師	176,600円
獣医師	176,600円
診療放射線技師	166,000円
理学療法士	166,000円
作業療法士	166,000円
臨床検査技師	166,000円
視能訓練士	166,000円
言語聴覚士	166,000円
栄養士	159,500円
看護師	176,500円

保健師	182,100円
消防士	152,100円

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の140」を「100分の155」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

第10条第3項及び第11条第3項中「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条及び別表の規定 平成26年4月1日
 - (2) 改正後の条例第9条から第11条までの規定 平成26年12月1日
- 3 第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、市長が定める。

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

特定任期付職員及び任期付職員の給料月額を改定するとともに、特定任期付職員の期末手当及び任期付職員等の勤勉手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抄）

（第1条による改正関係）

（特定任期付職員の給与の特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（本市の経営する地方公営企業（以下「地方公営企業」という。）に勤務する者（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	<u>335,000円</u> <u>345,700円</u>
2	<u>378,800円</u> <u>390,900円</u>
3	<u>423,200円</u> <u>436,700円</u>
4	<u>480,300円</u> <u>495,600円</u>
5	<u>554,400円</u> <u>572,100円</u>
6	<u>648,000円</u> <u>668,700円</u>
7	<u>757,300円</u> <u>781,500円</u>

2 - 4 省 略

（職員の給与に関する条例の適用除外等）

第9条 省 略

2 省 略

3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（一般100分の170）

職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して市規則で定める額)」とする。

第10条 省 略

2 省 略

3 任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第3条第2項第1号の規定の適用については、同号中「当該職員の勤務成績による割合（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児休業に伴う任期付職員」という。）及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあっては、
 $\frac{100分の67.5}{100分の82.5}$ ）とあるのは「 $\frac{100分の67.5}{100分の82.5}$ 」とする。

第11条 省 略

2 省 略

3 任期付短時間勤務職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第3項及び第3条第2項第1号の規定の適用については、同条例第2条第3項中「給料。」とあるのは「給料、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第8条第2項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、同条例別表の規定による給料。」と、同条例第3条第2項第1号中「当該職員の勤務成績による割合（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児休業に伴う任期付職員」という。）及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあっては、
 $\frac{100分の67.5}{100分の82.5}$ ）とあるのは「 $\frac{100分の67.5}{100分の82.5}$ 」とする。

別表（第8条関係）

職種等	給料月額
事務職員（学校事務職員を含む。）	$\frac{141,200円}{143,200円}$
技術職員	$\frac{141,200円}{143,200円}$
司書	$\frac{151,100円}{153,100円}$
社会教育主事補	$\frac{164,000円}{166,000円}$

保育士	<u>164,000円</u> 166,000円
福祉職員	<u>172,800円</u> 174,800円
介護福祉職員	<u>151,100円</u> 153,100円
臨床心理職員	<u>164,000円</u> 166,000円
児童自立支援専門員	<u>151,100円</u> 153,100円
児童生活支援員	<u>151,100円</u> 153,100円
研究員	<u>194,800円</u> 197,200円
学芸員	<u>190,400円</u> 192,800円
医師	<u>248,000円</u> 253,500円
歯科医師	<u>248,000円</u> 253,500円
薬剤師	<u>174,400円</u> 176,600円
獣医師	<u>174,400円</u> 176,600円
診療放射線技師	<u>164,000円</u> 166,000円
理学療法士	<u>164,000円</u> 166,000円
作業療法士	<u>164,000円</u> 166,000円
臨床検査技師	<u>164,000円</u> 166,000円
視能訓練士	<u>164,000円</u> 166,000円

言語聴覚士	<u>164,000円</u> 166,000円
栄養士	<u>157,500円</u> 159,500円
看護師	<u>174,500円</u> 176,500円
保健師	<u>180,100円</u> 182,100円
消防士	<u>150,400円</u> 152,100円

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抄）

（第2条による改正関係）

（職員の給与に関する条例の適用除外等）

第9条 省 略

2 省 略

3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の155

分の137.5」とあるのは「100分の170」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（一般100分の155

職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して市規則で定める額）とする。

第10条 省 略

2 省 略

3 任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第3条第2項第1号の規定の適用については、同号中「当該職員の勤務成績による割合（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児休業に伴う任期付職員」という。）及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあっては、100分の82.5）とあるのは「100分の82.5」とする。100分の75

第11条 省 略

2 省 略

3 任期付短時間勤務職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第3項及び第3条第2項第1号の規定の適用については、同条例第2条第3項中「給料。」とあるのは「給料、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第8条第2項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、同条例別表の規定による給料。」と、同条例第3条第2項第1号中「当該職員の勤務成績による割合（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児休業に伴う任期付職員」という。）及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあっては、100分の82.5）とあるのは「100分の82.5」とする。100分の75